

～山大医学部・附属病院教職員の生活と権利を守る～

のんたニュース

2021年1月18日 第42号

山口大学教職員組合小串分会

★小串事務所: 総合研究棟 C1 階 104 号室

内線 2909 TEL: 0836-22-2909(FAX 兼)

E-mail: kbunkai@yamaguchi.ac.jp

★組合本部事務所: 山口市吉田 内線 5034

E-mail: fuy-union@ma4.seikyoku.ne.jp

2020年度小串分会総会（書面審議）報告

2020年12月15日付けで通知し、書面（賛否投票）をもって開催しました第35回小串分会総会は、反対票なく承認されました。

今回の総会は、対面ではなく書面であるということで、まずは事前に議案をお送りし、組合員の皆さまからの質問期間を設けました。とくに異論等届きませんでしたので、先に配布したものを確定分の議案として最終的な賛否投票に移りました。

そして投票の結果、異論なく2020年度議案が承認されました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症という今までに経験したことのない事態のもと、ましてや医療の現場である小串地区で分会としても開催のあり方を検討し、今回は書面審議という方法を選びました。新たな試みであり、行き届かなかった部分も多々あるかと思いますが、皆さまのご協力により、無事に今年度の総会を終えることができました。

この場をお借りして、お礼を申し上げます。

*開催通知にも記載しましたが、今回の議案採決の基準は、変則的に『投票の結果「賛成・承認」が組合員の過半数の場合、もしくは「反対」が組合員の半数未満の場合、承認されたものとする。』としました。このことについては、2021年度以降に対面による分会総会を開催した際に報告し、事後承認を得るものとさせていただきますので、改めて附記しておきます。

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

昨年は、世界中が新型コロナ感染拡大防止の対応に追われた一年でした。

特に、山大附属病院では、医師、看護師等の医療従事者をはじめとし、皆さんが感染対策防止に取り組んで来られました。

組合としても、医療関係者の方が安全かつ迅速な対応をしてもらうためにもできる限りの支援ができればと思っています。

また、コロナ対策のみならず、山大で働く皆さんが少しでもより良い条件の下で働けるように、学部長・病院長との懇談会を持ち、1つでもよい条件を勝ち取っていきたいと思います。

そのためには、組合員の増員、皆さんの一声が必要です。

コロナ収束の目途がつかない現在ですが、今年もコロナに負けずに頑張りましょう!

世話役代表 石村 多代子



活動報告 ~この間、組合が行ったとりくみについてご報告します！

○期末手当減額について（組合）申し入れ⇒（大学回答）勤勉手当0.025月分相当を3月に一時金として支給

昨年12月のボーナスは、これまでの率より0.05月分ほど減額で支給されました。この減額分の半額0.025月分が年度末に戻ってきます！

大学が人事院勧告を受けて一律に減額の方針を決めたことは、前回の「のんたニュース」でお知らせしたとおりですが、ボーナス支給前11/25に、組合は減額に反対する申し入れを大学へ行っていました。そして、その回答がボーナス支給後の12/24に届きました。（「くみあいニュース第231号」参照）

回答書には「0.025月分を2021年3月に一時金として支給する」とあり、つまりは減額分0.05月分の半額分をお返すするという内容でした。

しかしながら、一部戻ってくるとはいえ、新型コロナウイルス感染症のもとでの教職員の負担を考えれば、十分な回答とはいえません。とくに医学部・附属病院では、最低でも昨年と同額の補償、もしくはそれに見合う措置が必要と考えます。これについては組合申し入れのなかでも、具体的な提案をしており、引き続き大学との協議などを行う予定です。

○臨床系教員への裁量労働制適用について⇒2021年1月1日施行

裁量労働制とは、「労働時間と成果・業績が必ずしも連動しない職種において適用されるもの」であり、また「あらかじめ労使間で定めた時間分を労働時間とみなして賃金を払う形態」をいいます。はたして医師の働き方にそぐう制度なのか、組合はまずは現場の声を第一に、医学部・附属病院で独自のアンケートにとりくみました。そしてその結果をふまえて8/7に医学部・附属病院へ要望書を提出し、10/5組合の要望を大方で受け入れる内容の回答が届きました（「くみあいニュース第226号」参照）。とくに「手当の増額」「説明会の開催」、「最終的な移行は診療科の判断に任せる」としたところは、大きな成果と言えます。

その後、医学部と大学本部とで調整がすすみ、昨年12月に規則改正案の説明・意見の聴取（組合、各事業場の過半数代表者へ）が行われ、最終的に臨床系教員の所属する小串・附属病院両事業場で昨年末にそれぞれ労使協定が結ばれました。（2021年1月1日より施行）

*協定の内容は、昨年12/28付けで教職員へ一斉メール通知があったとおり、大学のHP内で確認できます。



この他、「危険手当（仮称）」について、人事課へ進捗状況の聞き取りを行いました。

人事課担当者によれば、支給額は予定どおり1日5,000円で、支給は2021年3月給与と合算して一括して行うとのことですが、今回の手当は医学部附属病院の経費でまかなわれるもので、大学全体の取り扱いではない（規則改正を必要としない）臨時的なものであるとのことでした。

なお、「YUMECO letter vol.7」（12/16付）でも報告されていましたが、支給条件は「2020年4月から2021年3月の間に在職する職員のうち、医学部附属病院の入院病棟で対応する者及び発熱トリアージ外来に専任で対応する者」のうち、「(1)常時、新型コロナウイルス感染症の患者の身体に直接接する作業、(2)新型コロナウイルス感染症の患者に長時間にわたり接して行う作業」に従事した者として限定されています。

たとえば「長時間」とはどのくらいを指すのか、直接でなく間接でも感染症と関わる場合、手当が必要ではないか、そもそも感染リスクの高い環境のなかで感染の不安にさらされながら働く現場職員全体へ何らかの手当は支給できないのか等々、要望はさまざまですが、内容についてはYUMECO会議で協議・検討しているとのことですので、今後の報告が待たれるところです。